

科学研究費助成事業 研究成果報告書

令和元年6月24日現在

機関番号：32411

研究種目：研究活動スタート支援

研究期間：2017～2018

課題番号：17H07062

研究課題名（和文）北米の教育判例と教育政策論争に対する「教育の政治哲学」的考察

研究課題名（英文）A Political Philosophical Study of Education Focused on North American Educational Legal Cases and Policy Disputes

研究代表者

鷗海 未祐子（UKAI, MIYUKO）

駿河台大学・現代文化学部・講師

研究者番号：30802235

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 900,000円

研究成果の概要（和文）：本研究では、教育の不正義をめぐる北米の判例や政策論争に着目して、熟議デモクラシー論の観点から議論の交通整理を図り、民主的な解釈を提供するとともに、枠組みとしての熟議デモクラシー論それ自体の理論的検討も進めてきた。事例研究の側面では、公教育と宗教との価値対立の調整において「相互性」が確認できる状況や可能性を明らかにした。理論研究の側面では、エイミー・ガットマンやジョン・デューイの熟議デモクラシー論が、価値多様化社会を背景に、文脈に応じた「理論と実践の連続化」や「諸価値の調整」など制度思想的な意義をもつ反面、そこで導出される教育政策には論争的ゆえの実践的な課題が残されることを解明した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

北米における「公教育と宗教」をめぐる先行的な価値調整の在りようは、日本においても議論が高まるシティズンシップ教育やLGBTQ教育政策や性教育に対する「信教の自由」の射程を示唆し、関連する議論の交通整理と政策論争の活性化に資する点で社会的意義を有する。その際、教育判例の法理的ではなく政治哲学的な考察の提示は、少数派の権利保障や価値調整を、政策論争の次元においてもいっそう引き受ける民主的な方途の開拓として学術的意義を有する。熟議デモクラシー論の理論的検討は、通例の哲学的基礎づけではなく、教育政策にまつわる問題の解決度に応じて理論の鍛え直しを図る点で、独自の学術的意義を有する。

研究成果の概要（英文）：This research has focused on some educational precedents and policy debates about educational injustice in Canada and the U.S. to sort out such policy debates, to offer those democratic interpretations, and to examine a deliberative democratic theory as a theoretical framework. This study clarified “reciprocity” in accommodating value conflicts throughout the case study. It made clear that Amy Gutmann’s and John Dewey’s deliberative theories had a significance as institutional thoughts of “continuities between theories and practices” and “accommodations of values” in a culturally diverse society, while education policies derived from deliberative democracies still have practical problems because of those controversial elements.

研究分野：教育学

キーワード：公教育と宗教、教育の政治哲学、熟議デモクラシー、宗教的・道徳的不一致の調整、LGBTQ、エイミー・ガットマン、ジョン・デューイ、相互性

1. 研究開始当初の背景

(1) 近年、価値多様化社会を背景に、教育政策の正統性は、特定の専門家集団によるトップダウンや多数派による専制を越えて、広範囲の市民を含む熟議を通じた意思決定に基礎づけられるという熟議デモクラシーの考えが広がりつつある。実際、教育政策形成や決定過程における熟議の導入も、学校から政府まで様々な単位で現実味を帯びてきている。もっとも政策論争の活性化が自動的に熟議化を意味するとは限らず、むしろ素朴なイデオロギー論争と化し、ポピュリズムな世論形成に陥る事態も容易に懸念される。

(2) なにより政策論争の熟議化は、十分な情報公開と、諸原理に依拠した政策解釈や、錯綜した議論の体系的な交通整理を前提としなければ、その実現が困難であるにも関わらず、これまで関連する研究蓄積がやや不十分であったと思われる。論争的な教育の不正義に係る問題を主題とする教育判例・政策論争に対して、とくに熟議デモクラシー理論やその諸原理の観点から政治哲学的考察を加えて、民主的な政策解釈を提示する研究ならびに事例検証を通じた熟議デモクラシー理論や諸原理の鍛え直しを図る研究は、1990年代前後より、エイミー・ガットマン (Gutmann, A.)、ケネス・ハウ (Howe, K. R.)、ミシェル・モセス (Moses, M. S.) などアメリカで「教育の政治哲学」に注目する論者たちによって端緒についたばかりであった。

(3) そしてガットマンの熟議デモクラシー理論に関する先行研究は国内外ともに2つに大別できる状況であった。1つは彼女の理論が有するシティズンシップ教育や教育機会の平等論への意義を検討する教育哲学研究である。もう1つは、ガットマンが提起した、政策・制度評価や解釈に関わる熟議デモクラシーの諸原理を紹介して検討する教育行政学・法学・哲学研究である。国内外の全体的動向としては、前者の先行研究にウエイトが置かれている向きがある中で、本研究は、後者をより直接的に教育判例や政策論争の検証に用いる中で、熟議デモクラシー理論を鍛え直しながら、政策論争の熟議化に向けた議論の交通整理や政策解釈の提供という作業に着手した。

2. 研究の目的

(1) これを受けて本研究が目指したのは、教育政策の正統化に資する政策論争の熟議化を念頭において、第1に教育判例・政策論争を熟議デモクラシー理論やその諸原理で再検討し、民主的な政策解釈を提示すること、第2に第1においてガットマン自身も望んだように、熟議デモクラシー理論それ自体を、先行研究において未適用の事例分析に用いる中で、その問題解決度に応じた発展的で批判的な再検討に取り組むこと、第3にガットマンによる熟議デモクラシー論を他のデモクラシー論と比較する中で、その制度思想的な意義と課題を解明すること等々であった。なお、本研究の背景にある全体構想の終着点としては、政策論争の熟議化を促す諸原理の体系化である。その意味で、本研究は全体構想のうち基盤づくりの位置を占めるものと言える。

(2) 第1と第2において、本研究は、価値対立の先鋭化が際立つ宗教的・道徳的不一致の調整を扱う事例をおもな分析・検討対象に据えた。具体的には、アメリカの進化論と創造論をめぐる教育判例、カナダの多文化主義を背景とした必修科目の免除可能性をめぐる教育判例、カナダのLGBTQ教育政策論争を設定した。

3. 研究の方法

(1) 事例研究と理論研究を相互作用的に進めた。第1に事例研究では、おもに政治哲学としての熟議デモクラシー理論を参照しながら、教育判例や教育政策論争を倫理的に分析する手法を検討し採用した。前提作業として、複数の政治哲学者と教育学者による類似の手法を踏まえた先行研究の比較検討を通して、本研究が政治哲学の中でもとくに熟議デモクラシー理論を採用する理由に、諸価値の調整に関わる理論であることを措くに至った。具体的には、ガットマンの熟議デモクラシー理論が、ウィリアム・ギャルストン (Galston, W.)、チャールズ・テイラー (Taylor, C.)、ステファン・マセド (Macedo, S.)、マイケル・ウォルツァー (Walzer, M.)、ウィル・キムリッカ (Kymlicka, W.)、ハリー・ブリグハウス (Brighouse, H.)、メイラ・レヴィンソン (Levinson, M.) など、リベラリズムやコミュニタリアニズムなど特定の政治哲学に依拠した教育判例・政策研究とはやや異なり、ガットマンも指摘するように (Gutmann, A and Thompson, D. *Why Deliberative Democracy?*, Princeton, New Jersey: Princeton University Press, 2004) そうした各立場の包括的な調整を図る作用をもつ点において、いっそう客観的な価値調整に関わる議論が可能になると考えたのである。

(2) そのことを踏まえた上で、理論と事例 (実践) の相互作用という研究手法をとった。具体的には、実践の問題解決度が低い場合、理論に批判的修正を加え、政策熟議にいっそう有効な理論や原理の洗練化を試みた。それにまた第2の事例研究における、教育政策論争の検討素材として、カナダのLGBTQ教育政策に注目した。そしてアルバータ州とオンタリオ州で、大学研究者、教育委員会、教員組合、権利団体、歌手など複数の異なる立ち位置を占める関係機関・団体・個人にインタビューベースの現地調査を進めた。第3に理論研究として、ガットマ

ンの熟議デモクラシー理論を、彼女が影響を受けたと述べるジョン・デューイ (Dewey, J.) のデモクラシー理論と思想的に比較検討したうえで、両思想に対する現代思想からの諸批判を再考察する共時的な比較検討を進めた。

4. 研究成果

(1) 文献調査に基づく3つの事例研究の成果は次のようになる。第1に、カナダのケベック州政府が主導した、公立・私立学校における「倫理や宗教文化」(Ethics and Religious Culture) の必修科目化をめくり争われたカナダ最高裁の S. L. 判決 (S. L. v. Commission scolaire des Chens [2012]. 1S. C. R. 235) とロヨラ判決 (Loyola high school v. Quebec [2015]. 1S. C. R. 613) に対する「教育の政治哲学」的な考察が明らかにしたのは、「公共的価値」と「信教の自由」のより踏み込んだ「相互性」に基づく価値調整の在りようである。公立学校においては「他・無・反宗教の中立的な教授」を遂行する形で、私立学校においては「特定信仰の内在的な教授」と「他・無・反宗教の中立的な教授」を両立する形で判示した。いずれも「宗教にまつわる諸文化」を多文化的事実として教授するという「承認の相互性」をめぐる公共的価値の実現を図る文脈で共通しており、さらに私立学校においては、「信教の自由」に基づく「特定宗教の内在的な教授」も保障した点で、いっそう立ち入った「相互調整」が図られたと言える。本研究は、両判決の流れについて、「素朴な世俗主義」が回避され、「信教の自由」をできる限り反映する、相互的な「公共的価値」の分節化傾向として意義づけ、カナダ教育学会の紀要論文として発表した。

(2) 第2に、カナダ教育学会第50回記念大会公開シンポジウム「カナダの『憲法』・多文化主義と教育」において、「宗教マイノリティの学校教育の視点から」指定討論を行い、カナダ教育学会紀要に論文化した。宗教をめぐる多文化教育政策が、しばしば多数派に親和的であるために、少数派の「信教の自由」保障を論拠とした司法的介入は、ある意味で「デモクラシー不足の補充」として一定の規範的意義を有すると言える。しかし政策実施の段で言うと、宗教にまつわる「権力の非対称」や「教師の葛藤」や「教育力の格差」という理由から、「反動的抑圧」を招来し、教室内外における緊張や困難をいっそう助長する恐れもある。したがって、実効的な司法的介入は、政策効果の予測を含んだ熟議デモクラシーを前提とすると結論づけた。シンポジウムでは、人権保障がカナダ最高裁と議会との対話から実現するという「対話理論」に関して議論が広がり、多文化社会における熟議デモクラシーの本格化が見込まれる方向性を確認した。

(3) 第3に、アメリカで歴史的に繰り返されてきた「科学」における「進化論と創造論の教授」をめぐる判例史を熟議デモクラシー論の観点から分析することを通して、教育政策の正統性が、近年に関心が集中する「宗教の科学化と科学性」もしくは「宗教的中立性」でもなく、誰をも何をも周縁化しない「相互的な関係性」を前提とした価値調整に置かれる可能性と正統性を明らかにした。そうした論証が意味するのは、「相互性」が、教育政策形成や決定過程で、宗教的言説を一律に排除せず、教育政策論争の次元で「相互性」に適った宗教的言説を、価値調整の対象に組み込む包摂化への契機となりうる点である。本研究はこのように、教育判例研究の中で、教育政策の民主的な正統性の条件として作用しうる「相互性」原理に着目し、その現代的意義についてまとめ、早稲田大学大学院教育学研究科の紀要別冊論文として発表した。

(4) 現地インタビュー調査と文献調査による事例研究の成果としては、カナダのアルバータ州カルガリーで実施中のLGBTQ教育諸施策をめくり、宗教的不一致を理由とした政策論争に注目して、論点と諸価値の調整方法を明らかにし2つの学会発表を行った。中心的な論点は、100%公費援助に基づく宗派系公立学校や、50%から70%まで公費援助に基づく認可公費私立学校を対象とした、性的・ジェンダー少数派の子どもたちの居場所となり、また協力的なアライズとの連帯組織ともなるGSAs (Gay Straight Alliances) の形成認可、それにまた子どもたちのGSAs所属を同意なしに保護者に伝えることを禁じるBill24 (2017) 実施の是非にあった。こうしたLGBTQ教育政策の実施をめぐるのは、とりわけ宗派系公立・認可公費私立学校から異議申し立てや未対応や抵抗措置がとられてきた。実際のところ、2015年のアルバータ学校法 (Alberta School Act) は、親の希望により、宗教やセクシュアリティの問題の取り扱いから子どもが退出できる条項を規定していたため、それを適用外とするBill24の是非がいっそう問われてきている形となる。本研究は、こうした教育政策論争に対して熟議デモクラシー論とその批判を参照しながら、政治哲学的な考察を加え、価値調整の意味付けや可能性を探り学会発表を行った。加えて、100%公費援助に基づく宗派系公立学校を有するオンタリオ州トロントにおけるLGBTQ諸問題への取り組みと実態に関しても、文献調査と現地インタビュー調査を進め、本研究の進展に向けて新たな課題を発掘することができた。

(5) 文献調査による理論研究の成果は大別して次の2件にある。第1に、普遍的な制度デザインの描写ではなく原理の提起にとどまるデューイやガットマンの制度思想のスタイルに着目して、理想/非理想理論の区分や批判の手法に依拠した両者の議論を検討するなかで、その方法的価値を明らかにした。すなわち、両者の制度思想は、しばしば投げかけられてきた体系的な制度設計の不在に由来する「理想主義」批判とは裏腹に、むしろ具体的な文脈において、

実効的で再帰的な非理想理論型の仮説もしくは規範的仮説として意義付けられることを論じた。つまり、価値多様化社会における民主的な正統性が、価値調整の実現に資する熟議デモクラシーを要請するとの考えに立てば、両者の制度原理は、具体的な文脈で「理論と実践の相互検証や連続性」を内在的に最大化するという方法論的価値を有することが解明され、日本デューイ学会紀要論文として発表した。

(6) 第2に、グレゴリー・パッパス (Pappas, G.) による「デューイの倫理—政治哲学」理解を参照しながら、かつてシェルドン・ウォーリン (Wolin, S. S.) が投げかけたデューイのプラグマティズムに対する権力軽視と価値自由の科学主義批判について、デューイの熟議デモクラシー再理解およびその発展形態としてのガットマンの熟議デモクラシー理論の観点から反論を加えた (Pappas, G. F. *John Dewey's Ethics: Democracy as Experience*, Indiana University Press, 2008; ウォーリン, S. S. 『政治とヴィジョン』尾形典男訳、福村出版、2007年)。そこで明らかとなったのは、熟議デモクラシーを媒介したプラグマティズムと民主的価値の接続は、プラグマティズムを相互性に依拠した民主的な文脈に置き、既存権力の恣意性や不完全性を知性で相対化し、より客観的な価値調整を図ることで少数派の尊重を含むデモクラシーの実現に貢献する点で意義を有するという点である。

(7) その他、カルガリー大学でインタビューをさせていただいた、LGBTQ 教育政策と宗教の問題をご専門にする Tonya Callaghan 教授の 2007 年刊行の著作 *That's so Gay!: Homophobia in Canadian Catholic Schools* について、駿河台大学教職論集において図書紹介をおこなった。近年のカナダでは、ホモホーピアやトランスホーピアが学校・社会問題化しており、それを受けて性的少数者の子どもや学校関係者の権利保障に資する LGBTQ インクルーシブ教育が実施されている。これまで見てきたように、LGBTQ 教育政策は、全部または部分的な公費援助に基づく宗派系公立・私立学校の一部から、「宗教の自由」を理由とした強い批判が加えられてきている。そこで本書が明らかにするのは、カトリック文書と世俗文書を比較考察するなかで、政策実施に向けた葛藤と矛盾などの不一致の所在であり、また LGBTQ 学校関係者へのインタビューをもとにしたナラティブ挿話の分析結果であり、いかに構造的なホモホーピアが機能し、どのようにそれを克服する価値調整の目的と意義が考えられるのかという著者のメッセージである。実際、LGBTQ 教育政策の実施から現在までに、全部または部分的な公費援助に基づく宗派系公立・私立学校の LGBTQ 教育政策への全体的な歩み寄り確認できるところもあり、慎重な価値調整の経緯について考察するうえでも本書はとても示唆深い。本研究では、本書が問いかける、ホモホーピアやトランスホーピアの構造的な発生状況や、LGBTQ 教育政策と一部宗教との緊張関係及びその再編可能性は、ようやく LGBTQ 諸問題に関する学校内外の議論が表面化、活性化し始めた日本においても示唆に富み、そこに同時発生しうる潜在的な諸課題をふまえた教育政策の洗練化を図るうえで意義があると考え、駿河台大学教職論集の図書紹介に発表した。

(8) 以上の作業を通して得た、本研究の中心的な成果は、次のようになる。第1に教育政策形成や決定過程において、宗教的言説は、それを理由に排除されるものではなく、相互性の条件を備えることで調節的に包摂される方向性の存在である。第2に、第1の相互性に働きかける熟議デモクラシー理論は、体系的な制度デザイン不在を理由に理想主義的と批判されてきた傾向とは裏腹に、むしろその不在が意味する規範的仮説としての役割こそ、価値多様化社会を支える教育政策の民主的な正統性、すなわち「理論と実践に応じた相互検証性や連続性」を担保する条件として意義づけることができることである。第3に、しかしながら熟議を通じた教育政策の効果的な実施は、論争的な性格を帯びるため、そのままでは具体的な文脈における「権力の非対称」や「教師の葛藤」や「教育力の格差」に伴う負の教育効果を招来しうる課題が明らかとなった。その点、熟議デモクラシーは、司法と学校内外の政治との間で相互対話を基盤とすることで、政策効果の予測を最大化するプラグマティズム的要素を含む必要があると考えるに至った。

5. 主な発表論文等

(研究代表者は下線)

[雑誌論文](計 5 件)

鵜海未祐子、デューイ思想と現代の非理想理論との比較考察、日本デューイ学会紀要、査読有、第59号、2018年、121-130頁。

鵜海未祐子、「倫理と宗教文化」の教育的射程—S.L.判決とロヨラ判決における「承認の相互性」を中心に—、カナダ教育研究、査読有、No. 16、2018年、33-50頁。

鵜海未祐子、カナダの「憲法」・多文化主義と教育—宗教マイノリティの学校教育の視点から—、カナダ教育研究、査読無、No. 16、2018年、22-24頁。

鵜海未祐子、スコープス裁判とその後をめぐる熟議的考察、早稲田大学大学院教育学研究科紀要別冊、査読有、第26号-2、2019年、37-44頁。

鵜海未祐子、図書紹介：Tonya Callaghan, *That's so Gay!: Homophobia in Canadian Catholic Schools*, 駿河台大学教職論集、査読無、第4号、2018年、91-93頁。doi/10.15004/0002004

〔学会発表〕(計 5 件)

鵜海未祐子、ERC の教育的な射程—口ヨラ判決と S.L.判決の比較考察、日本カナダ学会中部地区研究会、2017 年 8 月 5 日、金城学院大学

鵜海未祐子、宗教マイノリティの学校教育の視点から(指定討論)、カナダ教育学会第 50 回記念大会・シンポジウム、2017 年 11 月 25 日、青山学院大学

鵜海未祐子、LGBTQ 教育政策の可能性と課題—アルバータ州を事例に一、カナダ教育学会第 51 回研究会、2018 年 6 月 17 日、筑波大学

鵜海未祐子、教育の民主的再生、日本デューイ学会第 62 回研究大会、2018 年 9 月 23 日、名古屋大学

鵜海未祐子、LGBTQ2 政策をめぐる不一致の調整—公教育と宗教との関連で一、日本教育制度学会第 26 回大会、2018 年 11 月 10 日、神戸大学

〔図書〕(計 件)

〔産業財産権〕

出願状況(計 件)

名称:

発明者:

権利者:

種類:

番号:

出願年:

国内外の別:

取得状況(計 件)

名称:

発明者:

権利者:

種類:

番号:

取得年:

国内外の別:

〔その他〕

ホームページ等

6. 研究組織

研究協力者

〔主たる渡航先の主たる海外共同研究者〕

研究協力者氏名:

ローマ字氏名:

所属研究機関名:

部局名:

職名:

〔その他の研究協力者〕

研究協力者氏名:

ローマ字氏名:

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。